

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百九十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正し、令和三年五月十九日から適用する。

令和三年五月十八日

厚生労働大臣 田村 憲久

改 正 後				改 正 前			
別表 第1部～第5部 (略)				別表 第1部～第5部 (略) (新設)			
第6部 追 補 (2)							
内 用 薬							
品 名	規 格 単 位	薬 価	円				
(い)							
イソツリサ錠1mg	1mg1錠	3,335.90					
イソツリサ錠5mg	5mg1錠	13,249.00					
(う)							
ヴァイトラックピカプセル25mg	25mg1カプセル	4,042.50					
ヴァイトラックピカプセル100mg	100mg1カプセル	14,542.90					
ヴァイトラックピ内用液20mg/mL	2%1mL	2,908.60					
(へ)							
ヘマジール錠4.5mg	4.5mg1錠	25,631.20					
注 射 薬							
品 名	規 格 単 位	薬 価	円				
(い)							
イズカーゴ点滴静注用10mg	10mg1瓶	251.030					
(け)							
ケシンブタ皮下注20mgペン	20mg0.4mL1キット	230,860					
(し)							
ジョイクル関節注30mg	30mg3mL1筒	4,394					
(た)							
ダラキューロ配合皮下注	15mL1瓶	434,209					
(ぬ)							
ヌーイック静注用250	250国際単位1瓶(溶解液付)	22,543					
ヌーイック静注用500	500国際単位1瓶(溶解液付)	41,865					
ヌーイック静注用1000	1,000国際単位1瓶(溶解液付)	77,750					
ヌーイック静注用2000	2,000国際単位1瓶(溶解液付)	144,395					
ヌーイック静注用2500	2,500国際単位1瓶(溶解液付)	176,239					
ヌーイック静注用3000	3,000国際単位1瓶(溶解液付)	207,405					
ヌーイック静注用4000	4,000国際単位1瓶(溶解液付)	268,164					
(ふ)							
ブレヤンジ静注	1患者当たり	32,647.761					
(ぼ)							
ボライビー点滴静注用30mg	30mg1瓶	298.825					
ボライビー点滴静注用140mg	140mg1瓶	1,364,330					
(ゆ)							
ユプリズナ点滴静注100mg	100mg10mL1瓶	3,495.304					
(れ)							
レミトロ点滴静注用300g	300g1瓶	85,610					
外 用 薬							
品 名	規 格 単 位	薬 価	円				
(あ)							
アリケイス吸入液590mg	590mg8.4mL1瓶	42,408.40					

(L)

ジクトルテープ75mg

75mg 1枚

156.50